

1市の概要（H31.3.31時点）

人口	119,886人
保護率	1.61%

2支援状況調査（H30年度）

新規相談受付件数人口10万人当たり (件) 一月当たり	17.9
プラン作成件数人口10万人当たり (件) 一月当たり	7.4
就労支援対象者数人口10万人当たり (件) 一月当たり	5.0
就労・増収率 (%)	73.6

4事業実績（H30年度）

利用者数	うち「学童生活支援」 (小学生)	うち「高校就学支援」 (中学生)
49人	18人（うち生活保護 13人）	24人（うち生活保護 21人）

5事業実施のポイント ～子どもの勉強だけじゃなく～

- 学童生活支援においては、主な支援対象は小学生だが、子育てに関する支援が求められるなどから、未就学児がいる世帯に対しても、養育環境の改善に向けた助言や、子どもとコミュニケーションを図るといった支援を行っている。
- 高校就学支援においては、必要によっては高校進学後の中途退学防止、大学等進学や就職の進路について、生徒や保護者の意向をもとに相談に努めている。

3実施方法について

実施方法	直営
事業費	5,179千円（平成30年度）
理由 (委託)	○平成19年度から、生活保護受給世帯の小学生を対象とした学童生活支援プログラムと、中学生を対象とした高校就学支援プログラムを、非常勤特別職を1名ずつ雇用し、市の直営で事業を開始した。 ○平成27年度から、上記プログラムに加え、生活保護受給世帯以外の準要保護世帯等も支援対象とした取り組みを、生活困窮者自立支援法に基づく「子どもの学習支援事業」として、引き続き直営で実施している。
事業概要	○学童生活支援 小学生の日常生活の自立や学習習慣の形成を支援するとともに、保護者に対しては、養育環境の改善に向けた助言等も実施している。基本的に支援員が自宅や児童センター等に訪問する形をとっている。 ○高校就学支援 中学生の学力向上と高校進学を促すことを目的に、学習教材等を使い、生徒の習熟状況に応じて学習支援を行うとともに、高校進学に向けての保護者への助言や進学に係る費用の情報提供等も行い、相談支援に努めている。生徒宅への訪問支援のほか、市役所に生徒が来て学習することもある。
その他 特記事項	○プライバシー保護の観点から、個別対応を基本としている。 ○支援は個別に行い、頻度や場所（自宅、庁舎内、児童館など）は、児童・生徒や保護者と話し合って設定する。



庁舎内での支援で使用する個別ブース

○各支援において、児童・生徒への学習支援はもちろんのこと、保護者への助言や学校等関係機関との連絡調整、適時の支援方針の協議などにも多くの時間を費やし、単なる学習支援に留まらないよう、個々の状況に応じた丁寧な支援を心がけながら、事業に努めている

6取り組んで良かったこと

- 支援員は、保護者の代わりになることはできませんが、保護者とは異なる立場から子どもと関わる中で、成長を見ることができたとき、この事業に携わる者として喜びを感じています。